

特集

教育実践における教材

七生養護学校「こころとからだの学習」における「教材・教具」

渡邊 好造

要旨 様々な虐待経験をもつ生徒たちに対する七生養護学校の性教育実践（1995～2003）は愛着形成に困難をもつ子どもたちにアイデンティティの確立と自己肯定感を育てることをねらいに行われていた。そこでは様々な「教材・教具」が活用されていた。それら「教材・教具」の活用例や生徒の反応、教員のねらいなどを検証するなかで、性教育の「教材・教具」の要件を確認し、そのユニークさや妥当性を示した。

キーワード 障がい児性教育の「教材・教具」、七生養護学校性教育介入事件、七生養護学校「こころとからだの学習」裁判

はじめに

2003年7月、保守系都議会議員と石原都知事、東京都教育委員会（以下、都教委）は、東京都立七生養護学校（当時）で行われていた性教育における「教材・教具」があまりにも「過激」であるとして敵視し、介入。都議らは学校を視察し、「教材・教具」の没収、行政は「教材・教具」の廃棄、教員に対する厳重注意処分を行った（七生養護学校性教育介入事件、以下、介入事件）。

事件後、保護者・教員が中心となってこれらの処分や措置の無効と原状復帰を目指して裁判を起こした（七生養護学校「こころとからだの学習」裁判、以下、ここから裁判）。この裁判は2005年から2013年に最高裁判所で結審されるまで闘われた。最高裁の確定判決では都教委の処分の不当性などが認められたものの、没収された「教材・教具」の返還などは認められなかった。この事件は、戦後最大の学校介入事件であり、この裁判は「教材・教具」だけでなく、性教育、学習指導要

領、教育行政など多岐にわたる問題を提起した。

この介入事件の後、全国的に政治家や行政の介入を恐れて学校現場では性教育の実践が展開されなくなり20年近くになる。

筆者はこの事件当時七生養護学校で高等部の性教育の担当をし、裁判の原告でもあった。

全国的知的障害児学校を対象とした性教育の実践内容をまとめた児嶋芳郎は、性教育を困難にしている要因として「個人差が大きい」「『教材・教具』が少ない」「時間が十分にとれない」の三点をあげ、現場の課題だとしている（児嶋、2012）。そのうえでつぎのように呼び掛ける。「たしかに障害児を対象とした性教育の教科書的な図書や視聴覚教具は少ないであろう。だが、『適切な教材・教具』といったものは、他の教育活動においても最初から存在するものではない。教師自身が眼前の子どもたちの『障害、発達、生活』の状況を的確に把握し、人間が創造してきた文化の中から『人格の完成』という目的を念頭において選択し、それこそ『教材文化』として創造し、目的を達成するための『手段』として子どもたちに提起するものである」（児嶋、2011）。

つまり「教材文化の創造・充実」が知的障がい児をはじめとした性教育全体の復活に貢献するこ

とを示唆している。

七生養護学校の性教育の「教材・教具」は、後述のように、教員と生徒と「教材・教具」が関係をつくり、気持ちの安定や快の体験を味わうことを大切にするものだった。これらの事実をまとめ様々な面から研究されることが「教材文化の創造・充実」に貢献すると思われる。

本稿では、2019年から2020年にかけて行った元七生養護学校の教員たちへの半構造化インタビューや「ここから裁判」の陳述書などの聞き取りと記述、七生養護学校の授業ビデオ・写真等から教員たちの工夫と生徒の反応などを確認し、性教育の「教材・教具」の要件と妥当性を明らかにしていく。

なお、「教材」「教具」については日本教材学会では、単純に「教材」は「学習内容」、「教具」はそれを示す「道具」とせず、どちらも「学習内容」になるものであり、「関係概念である。」としているので（小笠原、2013）、両方を併せもつ意味で「教材・教具」という表現をこの論考では使用する。

1 七生養護学校の子どもたち

七生養護学校は隣接する知的障害児者施設・七生福祉園の提携校として、1971年に設立され、1991年に高等部が設置された。全生徒150名程の中規模の学校であり、このうち半数は七生福祉園からの生徒であった。元教員へのインタビューから、様々な生徒の状況が報告された。自宅に帰省して父か兄に性的な虐待を受けて妊娠してしまった女子生徒、出自が分からずホームレスと生活していた生徒、母の再婚から家出してホームレスと生活していた子など様々な成育歴をもち、リストカット、イライラからパニック、喧嘩などが毎日繰り返されていた。施設内・学校内に関わらず性器の見せ合い・触り合い、性交までが小学部から高等部の生徒まで幅広く関わって行われていた。

様々な虐待を受けてきた子どもたちに何が必要かを問い、どんな働きかけが必要か試行錯誤した

先に性教育があり、1995年以降全校で性教育が開始された。具体的な手段として様々な「教材・教具」が創作され、絵本やビデオが収集された。

2 七生養護学校で使われていた「教材・教具」

当時、七生養護学校の「教材・教具」は保健室に集約して保管されていた。養護教諭が撮影した授業ビデオと共に他の学年の教師が参考にしたリアドバイスを受けたりできた。介入事件でこの保健室から没収された「教材・教具」は、手づくり「教材・教具」9種類（からだ歌CD、子宮体験袋、箱ベニス、性器模型等）、絵本類40冊（山本直英編著11冊、北沢杏子著12冊を含む）、人形類6体（家族人形、お母さん人形等）、ビデオ類23本（アーニ出版の10本を含む）、授業記録ビデオ123本など268点に及んだ。後に33点、性虐待に関するもの、性器以外の身体を説明する書籍・ビデオは返却されたが、残りは都へ所属替えとなり裁判中に廃棄されてしまった。

七生養護学校校内分掌の性教育検討委員会がまとめた「性教育実践報告集」（2001・2002年度）を見ると、「からだ歌」（後掲）の活動が小学部や重複障害学級で盛んに行われていた。絵本では虐待、出生、二次性徴、ジェンダーなど様々なテーマのものが読まれている。人形ではマイコン内蔵の赤ちゃん人形の活動が多かった。

また制作された教材を用いた取り組みだけでなく、「エステごっこ」など「心地よさ」を味わうための入浴、マッサージ、また「変身ごっこ」「結婚式ごっこ」などの「活動」も様々な「教材・教具」を活用して行われていた。

中内敏夫は「『教材・教具』に向かう活動は『作り出す場面』の『教材づくり』とすでにあるものを『発見・選択』する『教材解釈』することの2つがあること、（略）現実世界の分析と総合の活動そのものであり、直観の働き自体であるとしなければならない」と述べる（中内、1998）。つまり子どもたちの現実との対峙を経て分析さ